

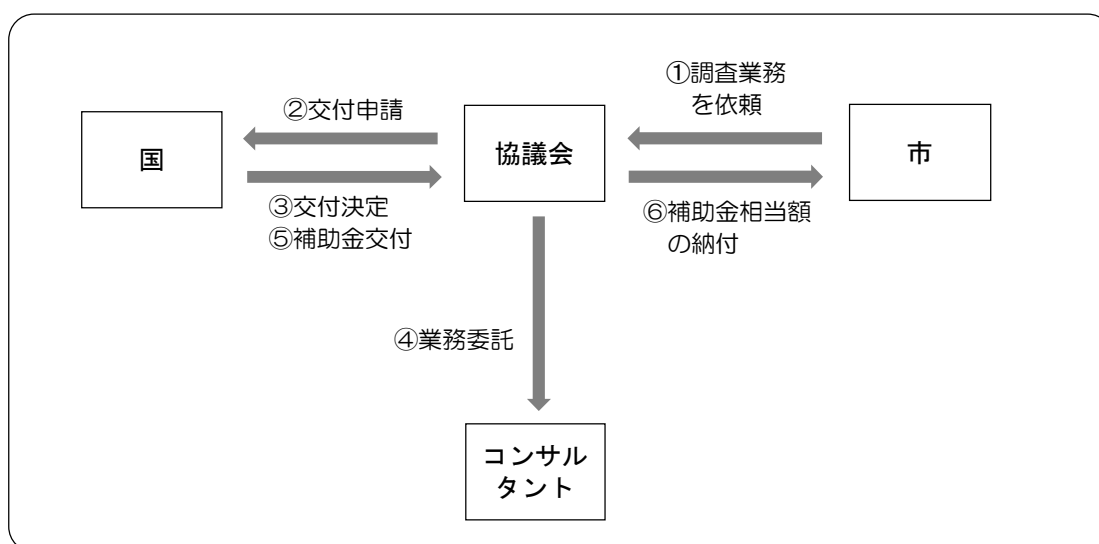
## 令和8年度 富士市公共交通協議会会計予算（案）について

### 1 第二次富士市地域公共交通計画策定に係る調査業務について

本市では、今年度末に「富士市地域公共交通計画」の計画期間が満了を迎えることから、公共交通の維持・確保と持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて、「第二次富士市地域公共交通計画」を策定します。

計画の策定にあたり、国の補助金（地域公共交通調査事業）を活用して公共交通の現状や需要等の調査を行う予定ですが、本補助金の補助対象事業者は協議会と定められていることから、下の図に示すようなスキームにて事業を実施します。

#### ● 業務委託や補助金交付等の流れ



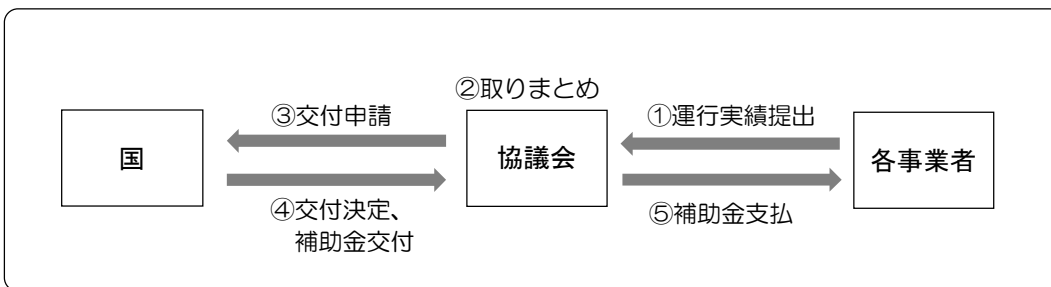
- ① 「市」が計画の策定主体ですが、調査業務の国庫補助対象者は「協議会」と定められていることから、「協議会」が調査業務を実施します。
- ② 「協議会」は、国に補助金交付申請を行います。
- ③ 「国」は、協議会に対して交付の決定を行います。
- ④ 「協議会」は、コンサルタントに調査業務を委託します。
- ⑤ 「国」は、協議会に補助金を交付します。
- ⑥ 「協議会」は、市に補助金相当額を納付します。

## 2 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について

本市では、地域の特性・実情に最適な交通手段を確保・維持するため、「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を活用しています。

本補助金の補助対象事業者は協議会と定められていることから、各事業者から提出された運行実績を協議会が取りまとめ、国に補助金交付申請を行います。その後、協議会に補助金が交付され次第、協議会から各事業者に補助金を支払います。

### ● 補助金交付の流れ



- ① 「各事業者」は、運行実績を協議会に提出します。
- ② 「協議会」は、各事業者から提出された運行実績を取りまとめます。
- ③ 「協議会」は、「国」に補助金交付申請を行います。
- ④ 「国」は、交付の決定及び額の確定を行い、「協議会」に補助金を交付します。
- ⑤ 「協議会」は、交付された補助金を「各事業者」に支払います。

### 3 令和8年度 会計予算（案）

#### 収入の部

単位：円

	金額	摘要
負担金	10,515,100	・ 第二次富士市地域公共交通計画策定支援業務（富士市から）
補助金	9,811,000	・ 国庫補助金（地域公共交通調査事業） 3,791,000 円 ・ 国庫補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金） 6,020,000 円
繰越金	2	・ 前年度繰越金
合計	20,326,102	

#### 支出の部

単位：円

	金額	摘要
事業費	20,326,100	・ 第二次富士市地域公共交通計画策定支援業務委託料 10,515,100 円（コンサルタントに支出） ・ 国庫補助金相当額（地域公共交通調査事業） 3,791,000 円（市金庫に納付） ・ 国庫補助金相当額（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金） 6,020,000 円（各事業者に支出）
予備費	2	
合計	20,326,102	